

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。）は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であつて第十六条第一項の認定を受けていないも

のを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなつた場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなつた場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になつてきていることから、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案

(障害者基本法の一部改正)

第一条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「福祉用具の給付」を「福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与」に改め、同条第四項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第十九条第二項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第二十二条の二中「設備の整備」を「及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「又は手話通訳事業」を「、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の二項を加える。

- ・ この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬（身体障害者補助犬法（平成十三年法律第 号）第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬（同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十一条の四中「支援する事業」の下に「、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を「、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、

「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

理 由

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について配慮しなければならない旨の規定を設けるとともに、第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加し、あわせて地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(障害者基本法) **身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案新旧対照表**

	改 正 案	現 行
(施設への入所、在宅障害者への支援等)	(施設への入所、在宅障害者への支援等)	(施設への入所、在宅障害者への支援等)
第十条の二 1・2 (略)	第十条の二 1・2 (略)	第十条の二 1・2 (略)
3 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与を行うよう必要な施策を講じなければならない。	3 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。	3 国及び地方公共団体は、障害者の障害を補うために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行なうよう必要な施策を講じなければならない。
4 国及び地方公共団体は、前二項に規定する指導、訓練及び福祉用具等の研究及び開発を促進しなければならない。	4 国及び地方公共団体は、前二項に規定する指導、訓練及び福祉用具等の研究及び開発を促進しなければならない。	4 国及び地方公共団体は、前三項に規定する指導、訓練及び福祉用具等の研究及び開発を促進しなければならない。
(専門的技術職員等の確保)	(専門的技術職員等の確保)	(専門的技術職員等の確保)
第十九条 (略)	第十九条 (略)	第十九条 (略)
2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十条の二第三項に規定する福祉用具等に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。	2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十条の二第三項に規定する福祉用具等に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。	2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十条の二第三項に規定する福祉用具等に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。
(公共的施設の利用)	(公共的施設の利用)	(公共的施設の利用)
第一十二条の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴等について配慮しなければならない。	第一十二条の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。	第一十二条の二 国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするため、当該公共的施設の構造、設備の整備等について配慮しなければならない。
2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。	2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。	2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。
3 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴等について障害者の利用の便宜を図るために適切な配慮を行わるよう必要な施策を講じなければならない。	3 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るために適切な配慮が行われるよう必要な施策を講じなければならない。	3 国及び地方公共団体は、事業者が設置する交通施設その他の公共的施設の構造、設備の整備等について障害者の利用の便宜を図るために適切な配慮が行われるよう必要な施策を講じなければならない。

(社会福祉法) 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

(定義)

第二条 1・2 (略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～四 (略)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六～十三 (略)

(定義)

第二条 1・2 (略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～四 (略)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六～十三 (略)

現 行

(身体障害者福祉法) 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案新旧対照表

(居宅事業)	改 正 案	(居宅事業)	現 行
第四条の二一〇・(略)		第四条の二一〇・(略)	
・この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬(身体障害者補助犬法(平成十三年法律第二号)第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬(同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。		・この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬(身体障害者補助犬法(平成十三年法律第二号)第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬(同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。	
(盲導犬等の貸与)		(盲導犬の貸与)	
第二十一条の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬(身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。)介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。		第二十一条の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設における厚生労働省令で定める訓練を受けた盲導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。	
(社会参加を促進する事業の実施)		(社会参加を促進する事業の実施)	
第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。		第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。	
(事業の開始等)		(事業の開始等)	
第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業(以下「身体障害者居宅生活支援事業等」という。)		第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業又は身体障害者生活訓練等事業(以下「身体障害者居宅生活支援事業等」という。)	

「身体障害者居宅生活支援事業等」という。)を行うことができる。

を行うことができる。

2・3(略)

2・3(略)